

「小児慢性特定疾病医療費助成制度について」

1 医療費助成制度の概要

- ・ 児童福祉法第 19 条の 2 に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）のうち、疾病の状態の程度が国の定めた基準を満たす場合に、その医療にかかる費用の一部を助成する制度です。
- ・ 助成を受けようとする場合は、原則として対象となる小慢児童等の保護者（申請者）が住所を有する都道府県（指定都市、中核市の場合、児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項の政令で定める市（特別区を含む）は市（特別区の場合は区）。以下「都道府県等」という。）に申請を行い、審査の結果受給資格が認められると、都道府県等から申請者へ小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されます。
- ・ 助成対象となる医療は、児童福祉法第 19 条の 9 に基づき都道府県等が指定する指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）における、医療受給者証に記載された疾病に関する医療に限られます。
- ・ 指定医療機関の指定は、その医療機関の所在する都道府県等が行います。
- ・ 他の都道府県等が交付した医療受給者証を所持する受給者に対して指定医療機関が行った医療についても医療費助成の対象となります。

愛知県内の制度所管自治体

都 道 府 県：愛知県

政令指定都市：名古屋市

中 核 市：豊橋市・岡崎市・豊田市

2 小児慢性特定疾病指定医について

- ・ 医療費助成の申請時には、児童福祉法第 19 条の 3 に基づき都道府県等が指定する医師（以下「指定医」という。）の作成する医療意見書の添付が必要です。
- ・ 指定医療機関の医師であっても、指定医でなければ医療意見書を作成することはできません。
- ・ 指定難病における指定医療機関及び指定医とは異なりますので御注意ください。

3 指定医に係る手続

(1) 指定申請

- ・ 指定医の指定は、医師が医療意見書を作成する医療機関の所在する都道府県等が行います。複数の医療機関で医療意見書を作成している場合で、医療機関の所在する都道府県等が異なる場合は、それぞれの都道府県等への申請が必要となります。

例：名古屋市及び豊田市にある 2 つの医療機関で医療意見書を作成する場合

⇒名古屋市及び豊田市への申請が必要。

- ・一人の医師が複数の医療機関で医療意見書を作成する場合でも、医療機関の所在する都道府県等が同じ場合は、当該都道府県等への指定申請で足りませんが、医療意見書を作成する医療機関名は全て届け出ておく必要があります。
- ・指定申請を行った時点とは異なる医療機関で医療意見書の作成を行うことになった際に、その医療機関の所在地が指定を受けた都道府県等でない場合は、当該都道府県等に指定申請を行う必要があります。同一の都道府県等の場合は、当該都道府県等に指定事項の変更（医療機関の追加）の届出が必要です。

(2) 指定事項の変更

- ・指定医の氏名、居住地、生年月日、連絡先（電話番号）、医籍登録番号及び登録年月日、担当する診療科名並びに医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地に変更があった場合は、変更届出書により指定を受けた都道府県等への届出が必要です。
- ・なお、転勤等により、医療機関の所在する都道府県等が変更となる場合は、現在指定医の指定を受けている都道府県等への辞退の届出（当該都道府県等で医療意見書を作成する可能性がない場合に限る。）と、新たに医療意見書を作成する都道府県等への指定申請が必要です。

(3) 指定の辞退

- ・転勤、退職等何らかの事情により指定医を辞退する場合、指定医辞退届により指定を受けた都道府県等への届出が必要です。ただし、指定申請及び変更届により医療意見書を作成するとして届出を行っている医療機関及びその他の当該都道府県等の医療機関のすべてにおいて、医療意見書を作成する可能性がない場合が対象です。引き続き当該都道府県等の医療機関において医療意見書を作成する場合は、変更届出書により医療機関の変更の届出をお願いいたします。

(4) 指定の更新

- ・指定医の指定は5年ごとの更新制となります。指定医指定通知書に記載されている有効期間の満了前までに更新申請を行ってください。更新申請を行わなかった場合、有効期間が切れた後に作成した医療意見書は、原則無効となります。

(5) 申請等の手続きに必要な書類

- ・都道府県等への指定の申請・変更の届出・辞退の届出に必要な書類は、当該都道府県等の公式ウェブサイトよりダウンロードできます。

(6) その他

- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象は18歳未満の児童です（引き続き治療が必要な場合は20歳未満まで延長することができます。）。20歳以降は本制度の対象にならないため、指定難病の医療費の対象となっている疾病である場合は、指定難病における対象基準（重症度分類）を確認の上、指定難病での申請を検討してください。